中小企業を応援する『優遇税制』のご案内

まだまだ続く

設備投資の チャンス！

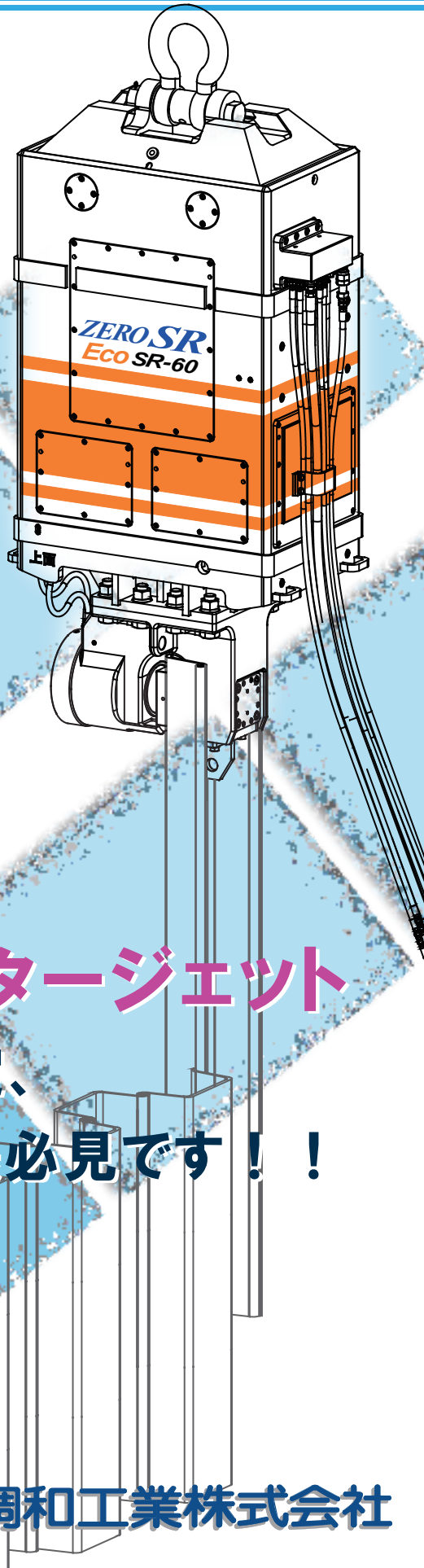

経営力を向上させる設備を新規取得した場合

- **即時償却** 又は
  最大10％の **税額控除** が可能！
- **固定資産税** が半分に！

※ 上記2つの措置の適用を受けるためには、中小企業等経営強化法の認定が必要です。

期間以内に
バイブロハンマ や ウォータージェット
の先端設備対象商品を購入予定、
購入済みのお客様必見です！！

適用期間：2017年4月1日～2019年3月31日まで

調和工業株式会社

制度の詳細

❶ 中小企業経営強化税制　★レンタル事業者は対象外★

生産性を向上させるための機械装置を新規導入した場合、

即時償却 または **税額控除**※1 の

どちらかを選択適応することができます。

※1　取得価額の１０％（資本金3,000万円超1億円以下の法人は７％）の控除。

即時償却	税額控除
例年より増益が予想される場合などに即時償却を利用することによって、大幅な節税が可能 ・建設機械の普通償却期間は６年	購入金額の７％又は１０％の税額控除が受けられる ・償却期間は通常通り

❷ 固定資産税の特例　★レンタル事業者も対象★

生産性を向上させるための機械装置を新規導入した場合、

対象装置の**固定資産税**が

３年間にわたり２分の１ に軽減されます。

◆①，②適用期間：２０１７年４月１日～２０１９年３月３１日 の期間に取得した設備
◆必要書類：経営力向上計画の認定書 ※２ と 証明書 ※３

※２　ユーザー様作成後担当省庁主務大臣へ申請。　※３　調和工業より建機工へ申請。

対象事業者

１）租特税法の中小事業者および中小企業者　…　②固定資産税の減税はレンタル事業者も対象
２）会社および資本又は出資を有する法人　…　資本金または出資の総額が１億円以下
３）資本金または出資を有しない者　…　従業員数1,000人以下

対象機種

バイブロハンマ	ウォータージェット	ハットチャック
SR-30　HV-300 SR-45　HV-1200 SR-60　その他	CJ-145E CJ-330ERS CJ-340ERS	C-90T

※その他の機種はお問い合わせください。

中小企業等経営強化法の認定が無くても活用できる税制

● **中小企業投資促進税制**　中小企業者等が、機械装置等を導入した場合に、取得価格の３０％の特別償却または７％の税額控除※4が選択適用できます。適用期間は2019年3月31日まで。

※4　資本金3,000万円超1億円以下の法人は対象外

★ 詳しくは、中小企業庁のウェブサイトをご参照ください。
http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm

※このパンフレットは要約であり、内容を保証するものではありません。何らかの不具合や損失及び損害が発生したとしても、当社は何ら責任を負うものではありません。必ず中小企業庁の資料をご確認ください。